令和２年第２回区議会定例会提出議案

第１　条例

１　目黒区特別区税条例等の一部を改正する条例

(1)　改正内容

ア　未婚のひとり親（合計所得金額が１３５万円以下の者に限る。）の区民税を非課税とする。

イ　軽量な葉巻たばこ（１本当たりの重量が１ｇ未満）１本を、紙巻たばこ１本に換算する課税方式に見直す。

※令和２年１０月から２回に分けて段階的に実施

ウ　たばこ税の課税免除に係る手続を簡素化する。

エ　肉用牛の売却による事業所得の課税の特例の適用期限を３年（令和６年度まで）延長する。

オ　優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限を３年（令和５年度まで）延長する。

カ　新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための特例措置を次のとおり講じる。

(ｱ)　軽自動車税の環境性能割の税率を１％分軽減する特例措置の適用期限を６月（令和３年３月３１日までの取得）延長する。

(ｲ)　イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者に係る寄附金税額控除の特例を設ける。

(ｳ)　住宅借入金等特別税額控除の控除期間を１３年間とする特例期限を１年（令和１６年度まで）延長する特例を設ける。

キ　引用する地方税法の文言の改正等に伴う規定の整備を行う。

(2)　施行期日

ア　上記(1)ア並びにカ(ｲ)及び(ｳ)　令和３年１月１日

イ　上記(1)イ　令和２年１０月１日等

ウ　上記(1)ウ、エ、オ、カ(ｱ)及びキ　公布の日等

(3)　参考

ア　地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）

公布　令和２年３月３１日　　施行　令和２年４月１日

イ　地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第２６号）

公布　令和２年４月３０日　　施行　公布の日

２　目黒区介護保険条例の一部を改正する条例

(1)　改正内容

低所得者に対する保険料の減額賦課に係る保険料率を引き下げる。

第１号被保険者の区分		保険料率 （年額）
所得段階	所得等の状況	
1	ア　生活保護受給者 イ　世帯全員が住民税非課税である老齢福祉年金受給者	28,080 円 →　22,464 円
2	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額＋合計所得金額が 80 万円以下の者	28,080 円 →　22,464 円
3	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額＋合計所得金額が 80 万円を超え 120 万円以下の者	35,568 円 →　26,208 円
4	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額＋合計所得金額が 120 万円を超える者	50,544 円 →　48,672 円

(2)　施行期日

公布の日（令和２年度の保険料率から適用）

(3)　参考

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和２年政令第９８号）

3　目黒区立福祉工房条例の一部を改正する条例

(1)　改正内容

目黒区立福祉工房において、新たに日中一時支援事業（※）を実施するに当たり、実施施設、利用対象者、使用料等に係る必要な規定の整備を行う。

※日中一時支援事業・・・障害者の家族の就労支援等を目的として障害者の日中における活動の場を確保する事業

(2)　施行期日

令和２年９月１日

4　目黒区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(1)　改正内容

下記(3)の省令の施行に伴い、放課後児童支援員認定資格研修の実施者に中核市の長を加える改正を国の基準に準じて行う。

(2)　施行期日

公布の日

(3)　参考

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和２年厚生労働省令第２１号）

公布　令和２年３月４日　　施行　令和２年４月１日

5　目黒区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(1)　改正内容

下記(3)の内閣府令の施行等に伴い、特定地域型保育事業者に義務付けられている卒園後の受け皿となる連携施設の確保に係る適用除外の要件の緩和等の改正を国の基準に準じて行う。

(2)　施行期日

公布の日

(3)　参考

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和２年内閣府令第３３号）

公布　令和２年４月１日　　施行　公布の日

6　目黒区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(1)　改正内容

下記(3)の省令の施行に伴い、家庭的保育事業者等に義務付けられている卒園後の受け皿となる連携施設の確保に係る適用除外の要件の緩和及び居宅訪問型保育事業の派遣対象の明確化等の改正を国の基準に準じて行う。

(2)　施行期日

公布の日

(3)　参考

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和２年厚生労働省令第４０号）

公布　令和２年３月２６日　　施行　令和２年４月１日

担当　総務部総務課文書係

電話　０３－５７２２－９２０６